

2. 介護保険と障がい者福祉制度

障がい者が65歳以上である場合や40～64歳で「16種類の特定疾病」に該当する場合は、障がい福祉制度と介護保険制度と共通の福祉サービスは介護保険制度が優先して適用されます。したがって、ホームヘルプサービスやデイサービス、福祉用具の貸与等の2の表に掲げる在宅サービスについては、介護保険から給付されることになります。

1. 対象者

種 類	・ 40歳未満の方 ・ 40～64歳で16種類の特定疾病に該当しない方	・ 40～64歳で16種類の特定疾病のために介護等が必要な方	・ 65歳以上の方
介護保険サービス	利用できない。	障がい者福祉制度に優先して利用できる。	障がい者福祉制度に優先して利用できる。
障がい福祉サービス	利用できる。	介護保険にないサービスは利用できる。	介護保険にないサービスは利用できる。

※40歳から64歳のうち生活保護を受給者されている方は、介護保険制度の第2号被保険者に該当しないため介護保険サービスを利用することができません。

「16種類の特定疾病」

<ul style="list-style-type: none"> ・ 筋萎縮性側索硬化症 ・ 後縦靭帯骨化症 ・ 骨折を伴う骨粗しょう症 ・ 多系統萎縮症 ・ 初老期における認知症 ・ 脊髄小脳変性症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脊柱管狭窄症 ・ 早老症 ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・ 脳血管疾患 ・ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉塞性動脈硬化症 ・ 関節リウマチ ・ 慢性閉塞性肺疾患 ・ 両側の膝関節又は両側の股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・ 末期がん
--	--	---

2. 障がい福祉制度と関係がある介護保険の在宅サービス

サービスの種類	サービス内容	障がい福祉制度との関係
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	生活援助・身体介護等	障がい福祉にも同じ内容のサービスはありますが、介護保険サービスの対象となる方は、原則として介護保険でサービスを受けていただくことになります。
訪問入浴介護	浴槽等を居宅に持ち込み入浴の介護を行う。	
通所介護 (デイサービス)	施設に送迎し、入浴や機能訓練、食事等のサービスを行う。	
短期入所 (ショートステイ)	施設に短期間受け入れ、入浴や排泄、食事等のサービスを行う。	
住宅改修	手すりの取り付け等、小規模な住宅改修への補助	
福祉用具貸与	日常生活を容易にするための福祉用具の貸与	介護保険サービスから受けられる品目は介護保険から受け、介護保険にない品目のみ、障がい福祉サービスから受けられます。
福祉用具購入	貸与になじまない福祉用具の購入への補助	

※介護保険サービスには、上記以外に訪問リハビリテーションなどの在宅サービスと施設サービス(介護老人福祉施設など)があります。

介護保険サービスを利用するには、認定申請をし、要介護認定を受けた後、介護支援専門員(ケアマネジャー)にケアプランの作成を依頼し、サービスを利用することになります。

3. 申請窓口

- 佐賀中部広域連合 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階
認定審査課 TEL 40-1132 FAX 40-1165
- 高齢福祉課 地域包括支援係(6~7番窓口)
TEL 40-7284 FAX 40-7393

4. 申請に必要なもの

- 65歳以上の方 ①介護保険被保険者証 ②個人番号カードまたは個人番号通知カード
③本人確認できる書類(運転免許証・パスポートなど)
- 40~64歳の方 ①健康保険証 ②個人番号カードまたは個人番号通知カード
③本人確認できる書類(運転免許証・パスポートなど)